



子どもを健やかに育むために

～ 11月 は児童虐待防止推進月間～

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。「虐待かもしれない」「子育てに悩んでいるよつだ」など周囲で何かしら心配を感じたときや、あなた自身が悩んでいるときは連絡してください。あなたの連絡・相談が子どもを守るとともに、子育てに悩む保護者を支援する大きな一歩となります。連絡は匿名でも、秘密は守られます。

児童虐待とは

○身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど

○性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど

○ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、車内に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど

○心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの前で家族に暴力をふるうなど

こんなときは連絡を

○子どもの叫び

「いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がある」

「衣類やからだがいとも汚れている」

「表情が乏しい、活気がない」

「夜遅くまで一人で遊んでいる」

○保護者の叫び

「小さい子どもを家に残したまま外出している」

「子どもの養育に関して拒否的、無関心である」

問い合わせ先

○児童相談所全国共通ダイヤル

189(いちやい)

近くの児童相談所につながりません。一部のIP電話からはつながりません。通話料がかかります。

○シーオーレ新宮子育て支援課

☎963-2995(直)



全国一斉

「女性の権利

ホットライン」

強化週間

11月12日からの7日間は、女性の権利ホットライン強化週間です。夫・パートナーからの暴力、セクハラ、ストーカーなどの女性に関する人権相談を受け付けます。

法務局職員と人権擁護委員が無料で相談に応じ、秘密は厳守されます。ひとりで悩まず、どんな小さなことでも相談してください。

相談日時

○11月12日(月)～16日(金)

午前8時30分～午後7時

○11月17日(土)～18日(日)

午前10時～午後5時

☎0570-070-810

(全国共通)

問い合わせ先

福岡法務局人権擁護部

☎739-4151

問い合わせ先 役場人権推進室(総務課内) ☎963-1730(直)